

議案第 19 号

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

(大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例第4条第2項及び第2条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職等をした者にあつては、当該退職等をした日)における次に掲げる者(この条例の適用を受ける者をいう。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 市長、副市長及び教育長 165分の7.5

(2) 議長、副議長及び議員 167.5分の10